

一 貸付料算定基準

(1) 土地貸付料

$$\text{年額} = \left[\text{時価} \left(\frac{\text{評価額}}{\text{評価面積}} \text{ または } \text{m}^2 \text{単価} \right) \times \frac{5}{100} + \text{市町村交付金相当額 (注1)} \right] \times \text{貸付面積}$$

ただし、貸付期間が一月に満たない場合及び駐車場など施設の利用に伴って土地を貸付ける場合は、次の式による。

$$\text{年額} = \left[\text{時価} \left(\frac{\text{評価額}}{\text{評価面積}} \text{ または } \text{m}^2 \text{単価} \right) \times \frac{5}{100} + \text{市町村交付金相当額 (注1)} \right] \times \frac{110}{100} \times \text{貸付面積}$$

$$\text{(注1) 市町村交付金相当額} = \frac{\text{土地の台帳価格}}{\text{土地の総面積}} \times \frac{1.4}{100}$$

(2) 建物貸付料

$$\text{年額} = \left[\frac{\text{建物台帳価格}}{\text{建物延面積}} \times \frac{7}{100} + \text{市町村交付金相当額 (注2)} + \left\{ \text{時価} \left(\frac{\text{評価額}}{\text{評価面積}} \text{ または } \text{m}^2 \text{単価} \right) \times \frac{5}{100} + \text{市町村交付金相当額 (注1)} \right\} \times \frac{\text{建物建床面積}}{\text{建物延床面積}} \right] \times \frac{110}{100} \times \text{貸付面積}$$

$$\text{(注2) 市町村交付金相当額} = \frac{\text{建物台帳価格}}{\text{建物延面積}} \times \frac{1.4}{100}$$

二 期間の計算等

(1) 貸付料の額は、貸付を行う期間の始期における算定基準で定める貸付料の額とする。

なお、当該契約を締結した後、契約期間の中途において条例の改正又は台帳価格の変更等により、算定基準に定める貸付料金額の変更があった場合、改正された貸付料の適用は次の更新時からとする。

(2) 貸付料を算定する場合における期間及び面積の計算は、次のとおりとする。

ア 貸付期間が一月以上一年未満の場合は月割計算とし、一月未満の場合は日割計算とする。うるう年に係る一年の日数は三百六十五日とする。

イ 貸付面積に一平方メートル未満の端数があるとき、又はその全部が一平方メートル未満であるときは、一平方メートルに切り上げるものとする。

ウ 貸付期間が年度をまたぐ場合でも、実貸付期間により、上記アを適用して算定すること。

(例) 貸付期間：R5.4.20～R7.4.19 の 2 年間 貸付料 (年額) 24,000 円 × 2 年 = 48,000 円 (総額)

なお、年度毎の徴収額については、契約により適切に定めること。

(3) 取り扱い上の留意事項

ア 一の貸付料算定基準により貸付料を算出する際、計算途中で個々の端数計算をせず、合計金額について端数処理をすること。

イ 貸付料に十円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

ウ 月割計算及び日割計算を行うときは、年額の貸付料を基本として行うこと。

エ 一の(1)中の「駐車場など施設の利用に伴って土地を貸付ける場合」とは、

- ・ 駐車している車両の管理を行っている場合（県の駐車場を使用させる場合）
- ・ 駐車場としての地面の整備をしている場合（アスファルト舗装等を行って土地を駐車場として貸付ける場合）
- ・ 県がフェンス、区画、建物の設置などをして駐車場として利用させる場合
- ・ 建物、野球場、プール又はテニスコート等施設の利用に伴って土地が使用される場合

である。

オ 普通財産で電柱その他これに類するもの及び地下埋設物の設置のため土地を貸付ける場合の貸付料については、行政財産の目的外使用許可事務取扱要領（昭和54年3月31日制定）（以下「目的外使用許可要領」という。）に準じること。

カ 電柱類（電気事業者又は電気通信事業者が設置する電柱（電力柱又は電話柱）の本柱、支柱及び支線に限る）の貸付（延長・更新を含む。）について、貸付料を電気通信事業法施行令別表第一に定める額とする場合は、大分県県有財産規則第九条第八号の合議を要しない。

なお、電柱類が構築物であり、設置された場合は長期に渡る貸付となることが想定されるため、適宜必要に応じて県有財産経営室に協議を行う等、貸付にあたっては慎重を期すること。

三 貸付料の減免

大分県県有財産条例（昭和39年大分県条例第28号）第三条の規定により貸付料を減免する場合の減免の理由及び減免率については、目的外使用許可要領第三の三の規定を準用する。

四 特別措置

特別の事情によりこの基準によることが適当でないと認められる場合は、その理由を付した案により知事の決裁を受け、この基準によらないで貸付けることができるものとする。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。